

高齢者活躍宣言事業所



を募集します!

148社
認定

(令和8年3月31日時点)

浜松市は70歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業所を応援しています(認定・公表します)。



募集期間

令和8年4月1日(水)~

令和9年2月26日(金)必着

対象企業

浜松市内に所在し、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主

認定基準

- ①申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- ②高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、継続雇用を希望する者の就労が満70歳になった日を起算日として11か月以上可能であること、又は70歳以上の新規雇用を希望する者の就労が、就労した日を起算日として11か月以上可能であること。
- ③浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビJOBはま!」の事業者登録をしていること。

認定のメリット



- ✓認定マークを企業サイトや名刺に貼付けるなど貴社のイメージアップに利用できます。
- ✓浜松市が貴社の取組み状況を浜松市ホームページや「JOBはま!」に掲載し周知します。
- ✓浜松市が発注する建設工事・物品購入・業務委託において優遇されます。
- ✓浜松市主催のイベント等への出展において優遇されます。
- ✓浜松市奨学金返還支援事業において優遇されます(企業負担割合の軽減)。



奨学金返還支援事業の詳細はこちら

認定企業の取組み例

A社▶ 週休2日+1日の週休3日制の導入、1時間単位で取得できる有給休暇

B社▶ 作業内容の見直しや人員配置の工夫

C社▶ フレックス制度の導入、経験豊富な高齢職員による人材育成

申請から認定までの流れ

●申請受付開始: **令和8年4月1日(水)**

① 浜松就職・転職ナビJOBはま!への事業所登録



◀「JOBはま!」へのご登録はこちら

② 申請書類の作成

③ オンラインまたは書面にて申請

} **(株)東海道シグマ(市事業受託者)が書類の作成から申請までをサポートします**

④ 書類審査▶ 原則申請した翌月の中旬～下旬にかけて審査します

⑤ 認定事業の決定▶ 認定証を交付し、浜松市公式サイトや「JOBはま!」にて事業所名を公表します



◀オンライン申請及び申請書ダウンロードはこちら

●申請受付終了: **令和9年2月26日(金)**

申請書類

◎申請書(第1号様式)

◎取組み報告書(第2号様式)

◎就業規則(写し)



※労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届出をしなければならない事業所においては、その届出日がわかる箇所を含むものとする。

認定企業制度・申請に関するお問い合わせ

浜松市産業部労働政策課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 TEL:053-457-2115



◀制度の概要についてはこちら

申請のサポートに関するお問い合わせ

[受託] (株)東海道シグマ 浜松支店 浜松市高齢者就労支援事業(担当: さとう 佐藤・とよもり 豊盛)

〒430-7703 浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー3F TEL:053-424-5121



浜松市